

一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 利益相反管理規程

令和 8 年 8 月 3 日
理 事 会 決 定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本規程は、一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団（以下「当法人」という。）に係る利益相反を適切に管理するために必要な事項を定め、当法人運営の公正性を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程の適用対象者は、次の者とする（以下、本規程において「役職員」という。）。

- 一 定款に定める評議員
- 二 定款に定める役員（理事及び監事）
- 三 職員（派遣または出向を含む）及び非常勤職員

(定義)

第 3 条 本規程において、利益相反取引等とは次の各号に掲げる行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとし、また、その行為の種類を問わない。

- 一 利益相反取引
 - イ 役職員が、自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとする
 - ロ 役職員が、自己又は第三者のために当法人と取引をしようとする
 - ハ 当法人が、役職員の債務を保証すること、その他役職員以外の者との間において、当法人と当該役職員との利益が相反する取引をしようとする
 - ニ 出向職員が、出向元企業等と取引をしようとする
- 二 その他の利益相反行為
 - 前号に直接は該当しないが、役職員の利益と当法人の利益が相反する行為をいい、経済的行為にとどまらない。

(基本原則)

第 4 条 利益相反取引等は、国民や社会からの信頼を獲得、維持する観点から、オリンピックQシリーズ 2028 東京（以下「大会」という。）開催のために真にやむを得ない場合を除き、原則禁止とする。

(利益相反取引等の判断基準)

第 5 条 大会開催のために真にやむを得ず利益相反取引等（該当する可能性があるものを含む。以下同じ）を行う場合の判断基準は、以下の各号を含めた諸要素を考慮した上で、当法人の利益になると総合的に判断される場合とする。

- 一 当法人にとって必要不可欠であること
- 二 当法人の利益を最大化できる見込みであること
- 三 当該対象者が不当に利益を得ているとはいえないこと
- 四 当法人の公平性に疑念が生じるとはいえないこと
- 五 当法人の利益を損ねないこと

第 2 章 利 益 相 反 へ の 取 組

(利益相反の管理体制)

第6条 当法人の契約・調達に係る利益相反を適切に管理するため、当該契約・調達の事業所管部は、第5条に照らし契約の必要があると判断した場合には、当該契約の妥当性審査を第三者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付議する。また、契約・調達の事業所管部が関与しない契約・協定の締結についても、第5条に照らし必要と認められる場合には、当該契約の事業所管部は、契約の妥当性審査を審査委員会に付議する。

2 当法人の役員等選考、職員採用及び高度人材受入れにおける利益相反を適切に管理するため、役職員は、着任時に利益相反に関する自己申告書及び誓約書をコンプライアンス委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。着任後は四半期ごとに利益相反管理チェックシート（以下「チェックシート」という。）を事務局に提出するほか、該当する事案が発生した場合には、その都度事務局に自己申告しなければならない。

なお、自己申告書、誓約書、チェックシート、自己申告の方法及び様式等については、別に定める。

3 前項で得た内容を基に利益相反に該当するおそれがあると認められる事案については、事務局からコンプライアンス委員会に報告するとともに、審査委員会に付議する。

なお、以下一号及び二号の事案については、利益相反に該当するおそれの有無に関わらず、コンプライアンス委員会に報告し、審査委員会に付議する。

一 前職・兼業等の民間企業等が利害関係を有する者の登用

二 民間企業等からの高度人材受入れ

三 その他、事務局が審査を求める事案

(審査及び調査)

第7条 審査委員会は、前条第1項に基づき付議された事案の妥当性を審査し、審査結果を契約所管または事業所管に答申する。

2 審査委員会は、前条第3項に基づき付議された事案の利益相反該当性及び実施の妥当性を審査し、事務局に答申する。

3 審査委員会は、前2項の審査を行うに当たり、利益相反管理に必要な限度で情報を収集し、必要があると認められる場合には、更なる調査を実施することができる。

4 役職員は、前項の調査への協力を求められたときは、これに応じなければならない。

(情報提供)

第8条 審査委員会は利益相反に係る全事案の審議・答申状況を、四半期ごとにコンプライアンス委員会に情報提供する。

(情報開示)

第9条 本規程は役職員へ周知するとともに外部に公表し、当法人の利益相反への取組状況についても定期的に開示する。

第 3 章 雑 則

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理に関し必要な事項は、事務総長が別に定める。

附 則

本規程は、令和8年8月3日から施行する。